

## 令和8年度施政方針について

本日から諸議案の審議をお願いするわけですが、各議案の提案理由をご説明する前に、施政方針を述べさせていただき、議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

それでは、令和8年度の主要な施策の概要について、「人を育み 未来につなぐ あしやまち」を将来像に掲げた「第6次芦屋町総合振興計画」の構成に基づいて、ご説明を申し上げます。

### **第1は、「住民とともに進めるまちづくり」**でございます。

少子高齢化の進行などに伴い、まちづくりのさまざまな分野において担い手不足が進んでいるため、意欲を持って活動する人材や担い手を継続的に確保する必要があります。このため、関係団体や関係機関などとの連携、相談や学習機会の提供など、まちづくりの礎となる人財の育成・発掘に努めてまいります。

また、地域コミュニティの核となる自治区に対し、自治区活性化事業交付金による財政的な支援、自治区担当職員制度による人的な支援を継続いたします。

あわせて、協働のまちづくりを推進するため、広報あしややホームページだけでなく、SNSや各家庭に設置している戸別受信機などを活用し、必要な情報を効果的な媒体を活用して住民の皆さんに届けてまいります。

### **第2は、「安全で安心して暮らせるまち」**でございます。

防災対策につきましては、近年多発する自然災害の教訓などを踏まえ、定期的に防災訓練を実施するとともに、災害発生時などには、戸別受信機などで住民の皆さんへ迅速かつ正確な情報を伝達してまいります。

また、能登半島地震などを教訓に、国が防災基本計画を修正したことに伴い、「芦屋町地域防災計画」の更新に取り組むとともに、令和7年8月の九州北部

豪雨による町内の災害発生状況を踏まえ、移動式排水ポンプを導入いたします。

あわせて、空家などの適正管理や除却を進めるため、老朽危険家屋等解体補助金や中古住宅解体後の新築住宅建築補助金を継続するとともに、空家等実態調査により空家などの実態を把握し、適切な管理を促進してまいります。

防犯対策につきましては、自治防犯組合などとの連携による地域ぐるみの防犯活動を行うとともに、防犯カメラ設置補助金などにより、町内の街頭犯罪の未然防止、事件・事故の早期解決を図ってまいります。

交通安全につきましては、交通安全運動や広報活動などによる啓発を行うとともに、高齢者運転免許証返納者支援事業などにより、交通事故の防止を図る取り組みを推進してまいります。

### **第3は、「こどもがのびのびと育つまち」**でございます。

こども・子育て支援につきましては、所得の制限なく18歳までの入院・通院費や第2子以降の保育料の無償化、給食費の全額補助、出産祝金、小中学校・高校生等通学費補助金などを継続するとともに、「芦屋町こども計画」に基づき、こどもの最善の利益を考えながら、こどもや若者への切れ目ない支援を行ってまいります。

また、芦屋東小学校学童クラブを芦屋東小学校の敷地内に設けるため、芦屋東小学校学童クラブの新築工事实施設設計委託を行ってまいります。

あわせて、新たな取り組みといたしまして、産婦健康診査費助成事業や1か月児健康診査費助成事業、5歳児健康診査事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を開始いたします。

保育所・幼稚園の施設整備につきましては、良好な保育・教育環境を提供していくため、芦屋保育園のLED化改修工事や緑ヶ丘保育園の玄関スロープ設置工事、愛生幼稚園の靴箱等整備に対して補助をいたします。

学校教育につきましては、「第3次芦屋町教育大綱」に基づき、「芦屋のこどもは芦屋で育てる」を基本理念に、学力・体力の向上、豊かな心の育成、特別

支援教育などを推進してまいります。

学力向上の取り組みにつきましては、中学3年生を対象とした放課後特別授業イブニングスタディや小学5年生と中学2年生の希望者を対象とした放課後塾を継続するとともに、電子黒板やタブレット端末などを活用したICT教育を推進してまいります。また、英語教育強化のため、オンラインによる体験型英語学習や英語検定料補助金を継続いたします。

学校の施設整備につきましては、小中学校の体育館への空調設備の整備などを行ってまいります。

#### **第4は、「いきいきと暮らせる笑顔のまち」でございます。**

地域福祉につきましては、「第3次芦屋町地域福祉計画」に基づき、民生・児童委員や各自治区の区長、社会福祉協議会をはじめとした関係団体や関係機関とともに、住民同士がつながり、互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、「第9期芦屋町高齢者福祉計画」に基づき、在宅医療と介護の連携、介護保険サービスの充実などに取り組む地域包括ケアシステムの深化を図るとともに、保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組むなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる施策を推進してまいります。なお、「芦屋町高齢者福祉計画」の計画期間が令和8年度中に満了となるため、次期計画の策定に取り組んでまいります。

また、新たな取り組みといたしまして、高齢者帯状疱疹任意予防接種費用助成事業や高齢者世帯住み替え費用助成事業、高齢者等GPS端末機等導入費用助成事業を開始いたします。

障がい者福祉につきましては、「第4期芦屋町障害者計画・第7期芦屋町障害福祉計画」に基づき、自立した日常生活を支援するサービスを提供するとともに、共生社会の実現のための啓発や合理的配慮を推進してまいります。なお、「芦屋町障害福祉計画」の計画期間が令和8年度中に満了となるため、次期計

画の策定に取り組んでまいります。

健康づくりにつきましては、「第2期芦屋町健康増進計画・食育推進計画」に基づき、特定健診やがん検診の受診率向上の取り組みをはじめ、戸別訪問や健康教室、保健指導などに取り組み、健康づくりに対する意識を高めてまいります。

### **第5は、「活力ある産業を育むまち」**でございます。

農業の振興につきましては、担い手への農地の集積化を推進し、地域農業経営の安定化を図るとともに、農業水利施設の保全のため、汐入川水門の整備を行ってまいります。

水産業の振興につきましては、優良な漁場再生のためのクロウニ駆除や漂着物の処理に対して支援するとともに、漁港の機能を保全するため、「漁港機能保全計画」に基づき、適正管理に努めてまいります。

また、柏原漁港西方海岸の荒波対策のため、「柏原漁港西方海岸荒波対策基本計画」に基づき、取り組みを進めてまいります。

商工業の振興につきましては、物価の高騰など社会情勢の変化を踏まえ、住民の生活を支援するため、商工会が発行するにこにこ商品券のプレミアム率の拡充を支援するとともに、空き店舗等活用事業補助金などを活用した空き店舗対策などに取り組んでまいります。また、芦屋町ブランド認定制度により、芦屋産品のPRに取り組むとともに、販路拡大を図ってまいります。

観光振興につきましては、「第2期芦屋町観光基本構想」の基本理念である「人から人に、あしやを伝える。」の実現に向けて取り組みを進めてまいります。また、観光あしや協議会による観光事業の推進を図るとともに、あしや花火大会やあしや砂像展の開催などに取り組んでまいります。

あわせて、新たにインフルエンサーを活用したSNS情報発信事業を実施いたします。

観光の施設整備につきましては、海浜公園の複合遊具の更新。レジャープー

ルのスライダー改修工事やマリンテラスあしやの外壁改修工事実施設計委託などを行ってまいります。

芦屋港の活性化につきましては、ボート係留施設や魚釣施設の開業を秋頃に予定しております。また、その他港湾施設の活用について、官民連携による整備手法の検討や公募手続を進めてまいります。

## **第6は、「環境にやさしく、快適なまち」でございます。**

芦屋町の美しい海岸や洞山をはじめとした景勝地など、豊かな自然環境を住民共有の財産として引き継いでいくため、「第2次芦屋町環境基本計画」に基づき、環境行政を総合的かつ計画的に進めてまいります。

公園につきましては、各地区にある街区公園の遊具の点検結果を踏まえ、遊具の適切な管理を行うとともに、緑地の保全や育成に取り組んでまいります。

土地利用につきましては、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進するため、「芦屋町立地適正化計画」の策定に着手いたします。

町営住宅につきましては、「芦屋町町営住宅等長寿命化計画」の前期計画の計画期間が令和8年度中に満了となるため、後期計画の策定に取り組むとともに、次世代に安心して生活できる住宅環境の提供に努めてまいります。

道路につきましては、「個別施設計画」に基づき、道路整備工事などを行ってまいります。

公共交通につきましては、「芦屋町地域公共交通計画」に基づき、バス路線や便数の維持確保に努めてまいります。また、タウンバスにつきましては、老朽化に伴い車両を新しく購入いたします。

なお、「芦屋町地域公共交通計画」の計画期間が令和8年度中に満了となるため、次期計画の策定に取り組んでまいります。

公共下水道につきましては、今後も効率的かつ安定的な下水道事業を進めるため、北九州市との広域連携強化に向けた協議を進めてまいります。

**第7は、「心豊かな人が育つまち」**でございます。

生涯学習につきましては、「第3次芦屋町教育大綱」に基づき、「だれもがいつでも主体的に学べるまちづくり」、「人々が交流し支えあう、いきいきとしたまちづくり」のため、生涯学習講座あしや塾への参加促進を図るとともに、中央公民館を中核施設として、各種社会教育事業を進めてまいります。

施設整備につきましては、総合体育館や武道館のLED化工事、テニスコートのクラブハウス改修工事などを行ってまいります。

人権教育・啓発の推進につきましては、「第2次芦屋町人権教育・啓発基本計画」に基づき、芦屋町人権・同和教育研究協議会や関係機関と連携し、人権まつりや人権講演会などを開催してまいります。

歴史・文化につきましては、歴史民俗資料館や中央公民館内「ギャラリーあしや」での特別展の開催などで、芦屋町の豊かな歴史資源、ゆかりのある人々の足跡、多彩な芸術作品を知っていただくとともに、住民の皆さんの歴史・文化活動を支援してまいります。

芦屋釜の振興につきましては、オンリーワンである国指定重要文化財「芦屋霰地真形釜（あしやあられじしんなりがま）」のさらなるPRを図ってまいります。

また、芦屋釜の復興を実現するため「第2次芦屋釜の里振興計画」に基づき、新たな鋳物師の募集・養成に取り組むとともに、独立した鋳物師への支援による芦屋鋳物の産業化をめざしてまいります。

国際交流につきましては、グローバルな視野を持った人材育成のため、中学生対象の海外ホームステイ事業や小学生対象の英語体験施設訪問事業などに取り組んでまいります。

以上が、第6次芦屋町総合振興計画の全7章に係る令和8年度の主要な施策でございますが、これら施策を実現するために必要な取り組み、「計画の実現に向けて」を、あわせてご説明申し上げます。

行財政運営につきましては、町の歳入の根幹となる住民税や固定資産税をはじめ、住宅使用料や保育料などの各種使用料の徴収率向上のため、関係部署による徴収事務連絡調整会議を充実させ、さらなる取り組みを進めてまいります。

また、ふるさと納税受入額の増加に向け、魅力ある返礼品の充実などに引き続き取り組んでまいります。

自治体デジタル・トランスフォーメーションにつきましては、「芦屋町DX推進計画」に基づき、誰もがデジタルによる恩恵を受けることができる地域社会を目指してまいります。

モーターボート競走事業につきましては、売上が好調を維持しており、令和8年度当初予算において、一般会計への繰出金として16億円を計上しています。また、引き続き、モーヴィ芦屋や夢リアホールを核とした本場30キロ圏内の来場促進に取り組むとともに、長寿命化計画に基づく1階と地階の一般席のスタンド改修工事を実施し、魅力あるレース場づくりに取り組んでまいります。

職員の資質向上につきましては、職員研修制度の一層の充実による職員個々のレベルアップのほか、デジタル的な視点から、新たな価値観を創出できるDX人材の育成に取り組んでまいります。

柔軟で生産性の高い組織づくりにつきましては、住民の皆さんの利便性向上や業務の効率化を図るため、デジタルツールの活用に取り組むとともに、防災専門部署の設置など組織機構の見直しを検討し、効果的かつ効率的な組織づくりを進めてまいります。

広域連携につきましては、北九州都市圏18市町からなる北九州都市圏域による連携事業を進めていくとともに、包括的地域連携協定を締結している九州共立大学や九州女子大学・九州女子短期大学と各種連携事業を進め、お互いの持つ資源や知識、ノウハウなどを効果的に活用できるよう取り組んでまいります。

以上、令和8年度の施政方針を述べさせていただきました。

最後になりますが、長引く物価高騰に伴う住民の皆さんの負担の解消につながるよう、秋頃に町民1人あたり1万円の生活応援商品券の配布を予定しております。この財源は全額、モーターボート競走事業会計からの繰入金を充当します。

引き続き、「芦屋に住んでいて良かった」と心から感じ、これまで以上に誇りを持てる町となるよう、住民の皆さんの声を聞かせていただきながら、芦屋町をもう一歩前進させてまいります。

つきましては、議員各位をはじめ住民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。